

第28号議案

神戸市水の科学博物館条例の一部を改正する条例の件

神戸市水の科学博物館条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和2年2月18日提出

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市水の科学博物館条例の一部を改正する条例

神戸市水の科学博物館条例（平成元年3月条例第57号）の一部を次のように改正する。

第5条を次のように改める。

（入館料）

第5条 博物館の入館料は、無料とする。

第6条及び第7条を削り、第8条を第6条とし、第9条を第7条とし、第10条を第8条とする。

第11条第1項中第3号を削り、第4号を第3号とし、同項第5号中「前各号」を「前3号」に改め、同号を同項第4号とし、同条第3項中「、第8条、第9条」を「、第7条」に、「第11条第1項」を「第9条第1項」に改め、同条を第9条とし、第12条を第10条とする。

別表（第5条関係）を削る。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

理 由

神戸市水の科学博物館の入館料を無料とすることに伴い、条例を改正する必要があるため。

(参 考)

神戸市水の科学博物館条例 ぬきがき

(_____ は，改正部分を示す。)

(現 行)

(改 正 案)

(入館料等)

(入館料)

第5条 博物館に入館しようとする者は，別表に定める額の入館料を納付しなければならない。

第5条 博物館の入館料は，無料とする。

2 博物館において随時開催される特別展示の会場に入場しようとする者は，2,000円の範囲内でその都度管理者が定める額の入場料を入館料とは別に納付しなければならない。

3 入館料及び入場料（以下「入館料等」という。）は，前納しなければならない。ただし，規程で定める特別の理由があるときは，この限りでない。

(入館料等の減免)

第6条 管理者は，規程で定める特別の理由があるときは，入館料等を減額し，又は免除することができる。

(入館料等の返還)

第7条 既納の入館料等は，返還しない。ただし，規程で定める特別の理由はあるときは，その全部又は一部を返還することができる。

(入館の制限)

第8条 略

(損害の賠償等)

第9条 略

(販売行為等の禁止)

第10条 略

(指定管理者の指定等)

第11条 管理者は，次に掲げる博物館の管理に関する業務を博物館の管理について地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規

第6条

第7条

第8条

第9条

定による管理者の指定を受けたもの（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。

(1), (2) 略

(3) 博物館の入館料等の徴収，減額，免除及び返還に関する業務

(4) 略

(5) 前各号に掲げるもののほか，管理者が定める業務

2 略

3 指定管理者に第1項の業務を行わせている場合における第6条，第8条，第9条及び前条の規定の適用については，これらの規定（前条を除く。）中「管理者」とあるのは「第11条第1項に規定する指定管理者」と，前条中「管理者」とあるのは「次条第1項に規定する指定管理者」とする。

（施行細目の委任）

第12条 略

別表（第5条関係）

区分	入館料（1人1回につき）	
	個人利用	団体利用
略	略	略

備考 略

(3)

(4) 前3号

，第7条

第9条第1項

第10条